

令和6年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(栃木地域:大宮・国府地区)

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
1	大宮地区 自治会 連合会	<p>【都市計画道路小山栃木都賀線の供用開始時期について】</p> <p>大宮北小学校西側に位置する都市計画道路小山栃木都賀線については、現在今泉町1丁目地内において、都市計画道路小山栃木都賀線と県道栃木二宮線の交差部分についての工事が行われています。</p> <p>①この工事が完了しますと、主要地方道栃木宇都宮線のヨークベニマルから県道栃木二宮線までの道路整備が完了いたします。この都市計画道路の供用開始時期について教えてください。</p> <p>②また、県道栃木二宮線の南に新設されております、新しい県道栃木二宮線までの供用開始時期につきましても、併せてお教えいただければ幸いです。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2401】</p> <p>県に確認しましたところ、「①の主要地方道栃木宇都宮線のヨークベニマルから県道栃木二宮線まで、及び②の県道栃木二宮線から新しい県道栃木二宮線までの供用開始時期につきましては令和7(2025)年春を見込んでおり、同時に開通する予定です」との回答をいただいております。</p>	<p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2401】</p> <p>既に新聞等での発表がありました、令和7(2025)年3月9日(日)に開通いたします。</p>
2	今泉団地	<p>【自治会公民館購入補助について】</p> <p>当自治会は昭和41年に発足したものの、公民館を保有していない。自治会への補助金として、市は「自治会公民館建築費等補助金交付要綱」を定めて補助している。当自治会は自治会内の空き家を検討した結果、土地及び空き家を購入する方針で所有者と交渉したが、自治会が用意した資金と所有者の売却費に差があり、不調となつた。</p> <p>市の補助金交付要綱は、公民館の新築、改築、増築、改修及び補修に要する工事費に対するもので、中古家屋の購入費用補助はないとのことでしたが、是非中古家屋の購入に対する補助を検討してもらいたい。</p> <p>地域の支え合い活動、高齢化社会を迎えて、地域の公民館は必要です。空き家の有効活用、空き家対策等も考えていただき、早急な対応をお願いいたします。</p>	<p>【地域政策課(栃木公民館):TEL 24-0352】</p> <p>【地域政策課(大宮公民館):TEL 27-0073】</p> <p>「栃木市自治会公民館建築費等補助金」は、ご指摘の通り、現在、新築、(建替え含む)、改築、増築、改修、補修費の一部を補助することを想定しており、中古物件を購入し自治会公民館に用途変更することへの補助は行っておりません。</p> <p>なお、ご提案いただいている、空き家対策としての自治会公民館利用につきましては、空き家の有効活用になることから、今後検討してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:地域政策課(栃木公民館):TEL 24-0352】</p> <p>【担当課:地域政策課(大宮公民館):TEL 27-0073】</p>
	参加者 (今泉団地)	<p>【当日再質問】</p> <p>自治会公民館購入補助について、これは検討するということでありたいのですが、これは期待していいものなのか、それとも、とんでもない質問だということなのか、お聞かせ願いたいと思います。</p>	<p>【地域振興部長】</p> <p>回答にもありますが、空き家対策として非常に有効な手段と考えております。</p> <p>現在も公民館の修繕に関しましては補助金がありますが、前向きに検討したいと考えております。</p>	

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
3	平柳第一	<p>【平柳第一公園内電柱ポールの腐食による撤去のお願い】</p> <p>平柳第一公園(通称ちびっこ広場)内に設置されている電柱ポール5本の内2本が支柱根本で鏽びて半分ほど割れしており、非常に危険な状態です。公園内で子供たちが遊んでいる際、もし強風や大雨等で倒れ、子どもたちや近隣の家などに被害があつては大変です。何卒被害が出る前に電柱ポールの撤去をお願いいたします。</p> <p>以前にもお話をし、再度4月22日に進捗状況の確認を公園緑地課に伺っておりますが、安心できる回答はいただけませんでした。</p> <p>(要望申請内容)</p> <p>1場所 平柳町2丁目平柳第一公園内 2電柱ポールの長さ 約5.0m(5本の内2本は根元が腐食し危険) 3撤去申請 電柱ポール5本全て 4添付書類 現況写真4枚 5その他 公園内に自主的に「電柱ポール危険」の立て看板を設置</p>	<p>【公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>ご要望のありました平柳第一公園に設置されている電柱ポールについて、市の施設ではなく、地元の方が設置し、東京電力との契約など、地元で管理しているものと考えております。</p> <p>現地確認を行ったところ、金属製の電柱が腐食し危険な状態であることから、公園利用者の安全を確保するために市で撤去することを検討しておりますので、契約者の調査及び解約の手続きについてご協力をいただき、市にご連絡いただけますようお願い申し上げます。</p>	<p>【担当課:公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>平柳第一公園内の電柱ポールについて、公園利用者の安全を確保するため、腐食が進んでいた4本は取り急ぎ撤去いたしました。</p>
	参加者(平柳第一)	<p>【当日再質問】</p> <p>公園の電柱ポールが5本のうち2本が危ないということで、市の方に撤去のお願いをしております。3月23日にこれがわかりまして、3月25日に市の方にお願いしました。</p> <p>最終的には、市の方に行って話した議事録とか、あと町内会で話した議事録を、(1)から(10)番まで、約5ヶ月間かけて作りました。この書類を、今日多分お見えになっていると思いますが、都市建設部の公園緑地課の方にぜひ目を通してください、この問題に関して早急に何かやってくださいと。</p> <p>私がここで一番訴えたいのは、公園なので、町外の子供たちもそこで遊んだりしていて、自治会の方では危ないから使わないように表示をしても、子供たちはあまりわかってないようなので、子供たちが怪我してしまうことだけが心配です。その辺について、担当の部長さんの方から、お話を伺いたい。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>ご質問いただいております、平柳第一公園の電柱ですが、私も現場を確認しまして、非常に危険な状態であると認識しております。ポール撤去につきましては、市の方で行ってまいりたいと考えておりますが、回答にもありますとおり、ポールに電線が張られてある状態ですので、どうしても東京電力との契約上、個人情報の関係で、市の方では契約が確認できないということありますので、この点については地元の皆様のご協力がどうしても必要ということでございますので、その旨回答に書かせていただいております。</p> <p>また、子供たちが遊んでいて危険ということでありますので、公園の利用についても自治会の方と相談をさせていただきたいと思いますが、ポールの撤去については、市の方で行ってまいりたいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。</p>	
4	横大道	<p>【市の管理地(公園)の管理台帳についての提案】</p> <p>昨年、自治会の方から「市の管理地(公園)の草が生えすぎでなんかならないか」という苦情があり、市の担当課に電話したら「ちょっと待ってください。今地図を見ますから」という返答があり、場所を特定するのに時間がかかりました。市の方では管理台帳のようなものがあるようですが、現地との整合性がなされていないのが現状です。</p> <p>そこで提案ですが、市の管理台帳の「No.」を現地の公園等に設置しておけば(札のようなもの)、簡単に場所が特定できるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。(電話では説明しづらい場所もある為)</p>	<p>【公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>ご指摘のとおり、市民の方からご連絡があった場合の対応は、公園名をお伺いし、地図をみて公園を確認させていただいております。公園名から地図の場所を特定できる一覧表を用いるなど、速やかな回答ができるよう努めておりますが、公園名も地元の通称で説明されることが多いので、市の管理している公園名称と齟齬があるため時間を要することがあります。</p> <p>市が管理する番号の札を現地の公園に設置してはどうかというご提案がありましたら、栃木市内には324箇所の公園があるため看板の設置費等、課題点があることから、名称が無い公園など認識が難しい箇所から実施するなど、今後検討させていただきます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:公園緑地課:TEL 21-2414】</p>
5	大宮地区まちづくり協議会	<p>【用途地域の変更について】</p> <p>大宮地区は、2025年3月に県道333号線が栃木二宮線まで接続され通行が可能となります。それを踏まえ、今後の大宮地区発展のための要望事項が次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 栃木二宮線の南側について、用途地域の変更をしてください。県道333号線の両側200mの範囲です。 2. 将来の人口増加を実現するために、市街化調整区域を市街化区域へ変更したうえで、緑豊かな住宅街を開発可能とする都市計画を要望します。 	<p>【都市計画課:TEL 21-2431】</p> <p>地図にてお示しいただきました今泉町1丁目、神田町、仲仕上町のエリアは、現在、市街化調整区域となっており、用途地域の指定に当たっては、市街化区域への編入が必要となります。</p> <p>市街化区域、市街化調整区域の見直しは、市と県での調整を経て県が決定することになりますが、本市では、人口減少に伴う市街地の空洞化や空き家の増加等の課題に対応するため、「栃木市立地適正化計画」を策定し、持続可能でコンパクトなまちづくりに取り組んでおり、市街化区域への編入は慎重に判断せざるを得ません。</p> <p>今後の土地利用の方針につきましては、人口動態や周辺状況等を勘案しながら適切に判断してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:都市計画課:TEL 21-2431】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
6	仲仕上	<p>【農道の整備、市道舗装修繕、自治会内排水路改善の要望について】</p> <p>①大宮地区(中仕上、樋ノ口、藤田、宮田、城内)の農道整備要望を再提出しますので、計画の見直しを早急に検討願います。通学路として、また高齢者がウォーキングに利用している県道に歩道設置が無く、事故防止のため整備が必要です。</p> <p>土地改良区の話では遺跡調査は完了し、令和3年度から5年度は農道整備事業に予算がついて事業継続していますが、今年度の予算は何故計上されないので、地域関係者としては予算カットは納得できません。もともと大宮地区の農道整備は他の地区より遅れている。特に今回要望している道路については、農耕車や農業用貨物車両の通行も多く、生活道路としての役割も多い区間であることから、早急に補正予算を計上して、毎年継続事業として遂行し、1日も早く農道整備事業が完了するよう、再要望いたします。</p> <p>②大宮南部、国府南部の東西幹線道路における大宮・中仕上・藤田地内に水資源を提供していますが、道路(市道2060号線及び2066号線の一部)の維持管理が悪い状況です。水道管理設部分舗装面が、地盤沈下・転圧不足による表面の破損が著しくひどいため、雨の日の水しぶきが酷く、通行人は多大な迷惑をこうむっています。</p> <p>昨年の回答では「生活道路補修要望書に基づき、計画的に修繕を行っております」とのことですが、交通量分散が期待される県道333号線と県道小金井線の開通は何年も先です。地域自治会がその都度補修要望書を提出しなくても、隨時舗装補修の維持管理を行い、行政の集大成として、修繕しては破損する道路舗装ではなく、一日でも持続する施工方法を検討いただきたい、再要望いたします。</p> <p>③自治会内公民館入口北へ75m 土水路・旧水路整備のお願いです。</p> <p>土地改良事業によって下流に揚水機場及び側溝水路整備がされたことにより、旧水路が排水路の役割を果さず、生活排水ができず水たまりになり、ハエ・蚊の発生源となるなど生活環境が著しく悪化し、悪臭の原因にもなっているので、早急に水路対策・改善を要望いたします。</p> <p>以前、行政からは、個人で施工するよう指示がありました。公用地内のために個人では出来かねます。土地改良によって旧水路の役割が果たせなくなっていますので、対策を検討していただきますよう、お願い足します。</p>	<p>【農林整備課:TEL 21-2387】 【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>①市の土地改良関係予算では農業水利施設の維持管理及び老朽施設の更新、農道舗装など農村環境の向上などの事業を行っております。</p> <p>今年度の事業は排水機場の更新や排水路整備などの防災に関わる施設や、土地改良区の揚水機改修などの農業生産に関わる施設を優先しなければならない状況がありました。</p> <p>栃木市東部土地改良区内の農道については順次舗装を行っていく計画に変わりはございませんので、今後も土地改良区と整備箇所の調整をしながら整備を進めてまいります。</p> <p>②要望の箇所につきましては、前年度「生活道路補修要望書」を提出していただいている現地も確認し、舗装面の沈下や表面の破損など状況は承知しておりますが、市内には貴自治会でご要望いただいているような舗装が痛んでいる道路が多数あり、順次計画的に補修を進めているところですので、大変申し訳ございませんが、今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。</p> <p>③当該水路については土地改良区が管理する水路となっております。</p> <p>今回の要望の内容や周辺水路の状況を踏まえて土地改良区と対策を協議いたします。</p>	<p>【担当課:農林整備課:TEL 21-2387】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>①②左記回答要旨のとおりとなります。</p> <p>③ご要望のありました水路について、排水不良の原因が、土地改良の揚水の影響であることを確認し、施設を管理する栃木市東部土地改良区へ状況を伝えました。</p> <p>その後、土地改良区が地元自治会と協議した結果、揚水、水路、生活排水はいずれも地元で利用されており、その使い方が排水状況に影響を与えていたこと、土地改良区と地元が協力をしながら、適正な利用と管理を進めていただきたいと考えます。</p>
	参加者 (中仕上)	<p>【当日再質問】</p> <p>農道整備の件ですが、最近の大型機械によって、また車両の通行量が多くなって、簡易舗装されているところがかなり酷くなってきた。大宮地区は土地改良を率先してやった地域なので、農道整備の方も率先して工事を進めていただいているので、より良い農業経営ができるように、執行部に対してお願いをしたいと思います。</p> <p>それと2番目が、南部東西線の道路についてですが、ここには栃木に送水している用水給水路が埋設されています。それは、ひざつきさんの北側から大宮の支所へ行く道路ですが、大型車両によって陥没が酷く、しかも水溜りになり通行が非常に妨げられているので、舗装の復旧を早急にしていただきたい。</p> <p>それと三つ目が、以前は用水掘りとして使っていたわけなんですが、土地改良の関係でこの部分が除外されて、今は個人的な排水掘りになっている。</p> <p>何とか人が昔から排水掘りとして使っていたが、水が上流にも下流にもいかず、ハエとか蚊が発生して環境に良くないということで、排水が流れるように対応をよろしくお願いします。</p>	<p>【産業振興部長】</p> <p>まず1件目ですが、農道整備、舗装の遅滞についてのご要望でしたが、今年度につきましては、農業活動、生産活動に直接関わる、水に関する予算に重点を置いたところでございまして、舗装の遅滞につきましても、必ずしなければならない重要なことではありますが、予算の配分として優先順位が、水の方に回ってしまったというところです。</p> <p>現地を確認し、課題として確認が取れましたので、何らかの形で、土地改良区の方と相談しながら、できるだけ速やかに進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また3点目につきまして、元々は用排水でしたが、南側にポンプができて、逆流している状況ということで、排水先がないことが要因となっておりますので、どのような形で流し込むかというところを検討し、対応してまいりたいと考えております。</p> <p>【都市建設部長】</p> <p>舗装面の沈下により通行に支障があるとのことで、ご迷惑をおかけしているところでございます。前年度に要望もいただいておりまして、早期に取り組みたいところでございますが、市の方では他にも多くの要望をいただいているところでございまして、今しばらく、事業着手まではお時間をいただきますよう、ご理解をいただきたいと思います。</p>	

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
7	惣社西区	<p>【民生委員及びふれあい相談員の適正配置について】</p> <p>本件は、民生委員及びふれあい相談員の負荷軽減を図る目的で、人員の適正な配置見直しや増員について提案するものである。</p> <p>1. 現状</p> <p>当自治会(惣社西区及び惣社西小路を含む)においては、民生委員1名、ふれあい相談員1名の体制を取っている。昨年度は25世帯の見守り活動を2人で折半しながら対処している。今年度はさらに見守り世帯が増加する見通しである。これまでお二人の良心と努力のおかげで乗り切れていると判断する。</p> <p>2. 課題</p> <p>(1)ふれあい相談員1人当たりの担当世帯は、市の方針では8世帯が目安となっているが、当自治会では超過している状況である。</p> <p>(2)数年後には、団塊の世代の高齢化がピークとなる見込みであり、全市を含めて現体制での対応は困難となり、体制を見直す必要がある。</p> <p>3. 対策(提案)</p> <p>(1)当面、民生委員の増員については無理な状況は理解している。まず、1年後の対策として、当自治会において、ふれあい相談員1名増員を検討いただきたい。</p> <p>(2)2~3年後においては、民生委員やふれあい相談員の増員や人員配置の最適化を検討していただきたい。</p> <p>そのためには、数年後の栃木市全体の状況を見通し、各地区に落とし込んだ体制計画などを提示していただき、市と各地との情報共有化の機会を検討していただきたい。</p>	<p>【高齢介護課:TEL 21-2249】</p> <p>ふれあい相談員につきまして、市では8世帯に1名という基準で推薦をいただいております。</p> <p>惣社西区自治会の場合、25世帯の見守りを実施いただいているということですので、市の基準にあてはめますと最大4名まで推薦が可能となっておりますが、現状2名で見守りを行っていただいているので、ご負担が大きいものと推察いたします。</p> <p>ご提案のふれあい相談員の1名増員につきましては、年度途中でも可能ですので、新たに推薦いただければすぐに委嘱をし、人数を増やしてまいります。</p> <p>一方で、新しい担い手を探すことには苦慮している現状も把握しておりますが、高齢者の多方面にわたる問題を未然に防ぐ役割として、地域に根差した人選が必要となりますので、民生委員や自治会長にご協力を仰がざるを得ない現状となっております。どうぞご理解の上、今後ともご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、個別のご相談等は担当課で対応いたしますので、お気軽にご連絡ください。</p> <p>【福祉総務課:TEL 21-2201】</p> <p>ご要望いただきました自治会に民生委員が1名推薦となっている件につきまして、現在、民生委員は世帯数を基準に人数を割り当てております。</p> <p>これは国から示されております民生委員の定数基準に基づいて算出しておりますので、貴自治会の世帯数が国の基準を超えている状況であれば、県に定数の見直しを行っていただくよう申請することは可能です。</p> <p>一方で、民生委員は全国的に手不足の課題がございますので、定数を増員しても、候補者が確保できない場合もございます。</p> <p>なお、各民生委員が担当する区域は所属する単位民児協(貴自治会の場合は第12区)において定めております。</p> <p>つきましては、第12区の会長と今回の件をご協議いただき、世帯数の少ない民生委員と調整いただくなど、担当区域の見直しについても検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>市としましても人口は減少しているものの、世帯数については増加の傾向にございますので、担当区域の見直しが困難な場合は、民生委員の定数を増やすことについて、各単位民児協と協議させていただきます。</p>	<p>【担当課:高齢介護課:TEL 21-2249】</p> <p>今年度(12月委嘱)につきましても、2名で対応いただいている状況ですので、ご推薦いただければ随時対応してまいります。</p> <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:福祉総務課:TEL 21-2201】</p>
8	惣社東区	<p>【県南高等看護学校跡地を国府地区活性化のため拠点として再開発してほしい】</p> <p>当該跡地の地権者も高齢のため、農地として返還されても困ることである。国府地区活性化のための拠点として、再開発していただけないでしょうか。</p>	<p>【地域政策課:TEL 21-2453】</p> <p>県南高等看護学校跡地は、栃木県が所管しておりますが、当該跡地については、県の方向性が示されておりませんので、現時点では市として回答することはできません。</p> <p>なお、国府地区の活性化につきましては、地域の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:地域政策課:TEL 21-2453】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
	参加者 (惣社東区)	<p>【当日再質問】</p> <p>大部分は民間のもので返還される。地権者としては、もう高齢で、返還されても農業には戻れないという実情があるので、何とかしてほしいということで質問させていただきました。</p> <p>県が所管していると書いてありますが、土地が返還されることは間違いないとすると、返還された後についてどうするかということでお願いしたいと思います。</p> <p>国府地区はこのところ寂れています、私が子供のときは酒屋さんが5件ありました、今は2件しかない。その2件も、私と同年代なものですから、もう辞めたいと言っている。国府地区で開発されているのは、北小学校の周辺ですが、北側の看護学校がなくなると元々暗いところが真っ暗になってしまふので、ここを何らかの形で開発の方に回していただければありがたい、そんなふうに考えて質問をさせていただきました。よろしくお願ひします。</p>	<p>【地域振興部長】</p> <p>おそらく当初契約したときには、現況に復旧するといった契約になっていると思いますので、取り壊した後に、どのような形で元に戻すのかということで、おそらく県の方から、あらためてご相談があると思います。そのときに、農地に契約通り復旧するのか、それとも更地のままにするのかなど、復旧の仕方について、今一度県とご相談されるとよろしいのではないかと思います。</p> <p>そのうえで、回答にありますとおり、国府地区の活性化のために、どのような活用の仕方があるのかということは、復旧の仕方によりまして検討させていただきたいと思います。</p> <p>いずれにしましても、農地に復旧するとなると、県の方も逆にお金がかかってしまうと推測されますので、契約がどうなっているのかを今一度ご確認されるのがよろしいのではないかと思います。</p> <p>【産業振興部長】</p> <p>ただ今ご質問にありました場所は学校跡地ということでありますが、駅に近いということもあり、住宅の開発に向けて何かしらの手当ができるのであれば、県に対しましては、民間で所有されている方のご意向を確認しご協力いただけるようなら、何らかの形で、農業ではない土地利用の変化を図っていくということを目指して、道路要件とか排水要件などの条件の整理などについて、県の方とも、できる限り前向きに調整してまいりたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課: 地域政策課: TEL 21-2453】</p> <p>【担当課: 農業委員会事務局: TEL 21-2393】</p>
9	大塚上区	<p>【大塚上区地区内の道路整備について】</p> <p>市道 1023 号線から上区公民館に通じる市道 13077 号線は、はつらつ会等に参加するお年寄りが歩くのに苦労する程に壊れている。</p> <p>ミツカン栃木工場北側の市道 13071 号線の広くなっている部分も、ひどくなっていますので、道路の整備をお願いいたします。</p>	<p>【道路河川維持課: TEL 21-2771】</p> <p>市内には貴自治会でご要望いただいているような舗装が傷んでいる道路が多数あり、順次舗装補修を進めておりますので、市道 13077 号につきましては、「生活道路補修要望書」の提出をお願いいたします。</p> <p>また、市道 13071 号線につきまして、砂利採取事業により大型車が頻繁に通行していたため、舗装が損傷された状況であります。つきましては、砂利採取を行った事業者にて修繕するよう調整しておりますので、少々お時間をいただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課: 道路河川維持課: TEL 21-2771】</p>
10	大塚上区	<p>【ことばの教室の通級についての提案】</p> <p>通っている学校に「ことばの教室」がない場合は、校外通級しなければなりませんが、その際の問題が2つ考えられます。</p> <p>一つ目は送迎の問題です。基本的には家庭送迎ですが、共働き家庭の増加や核家族化などにより、子どものためには通わせたくても、生活のために仕事の方を選択する人もいると思います。</p> <p>二つ目は、学校を途中で抜けなければいけない、お子さんの心理的な負担です。時間がある程度決められた通級指導に関しては、平日の授業中に抜けなければいけない状態です。学校終了後に、子どもが在籍している学校や下校後の自宅など、スタッフが巡回し、指導を行う方法も一つの案としてあげられます。</p> <p>担当する職員の数が決められているため、このような方法は難しいと思うかもしれません、近隣の医療機関や事業所も一緒に取り組むことで視野が広がるかもしれません。</p> <p>利便性や選択肢を増やすことで、ことばの教室に少しでも安心して通うことが出来ればと思い、提案させていただきます。ご考慮いただけますと幸いです。</p>	<p>【学校教育課: TEL 21-2477】</p> <p>各校では、特別支援教育において、適切な支援や指導を行うことができるよう、言葉の発達やその支援等に関する基礎知識をもつ特別支援教育の担当者を中心に取り組んでおります。</p> <p>また、在籍している学校以外の学校へ通級する場合は、その学校への移動や授業の時間の確保等を考慮し、放課後の時間に実施している児童もいます。</p> <p>「ことばの教室」における指導時間については、学校や児童の実態、指導内容等を考え、保護者、学級担任、「ことばの教室」の担当者が相談しながら決めております。</p> <p>今後につきましても、保護者、学級担任、「ことばの教室」担当者と連携を図り、子どもたちが安心して通級できる環境づくりに努めてまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課: 学校教育課: TEL 21-2477】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
10	参加者 (大塚上区)	<p>【当日再質問】</p> <p>お答えはその通りだと思うのですが、もし言葉の教室の先生が1週間で10人、10時間ぐらいしか見ていなかったら、その先生が1名だけの学校に行くというような制度はとれないでしょうか。</p> <p>あるいはそれが無理ならば、専任の人を市の方において雇い、その方が五、六校回るような制度があると、保護者にとってはありがたいかなと思うのですが、よろしくお願ひします。</p>	<p>【教育次長】</p> <p>言葉の教室につきましては、市内各地域単位で7校、全区域を網羅できるような形で教室を配置しているところでございます。</p> <p>現状、各地域の教室の実情を見てみると、1人の指導員に対しまして30人未満としておりますが、実際には25名以上の児童を担当しているというような現状でございまして、各学校に赴くという対応ができない状況でございます。</p> <p>国府地区の学校ですと第4小の方に教室がございまして、そちらでも28名を1人の指導員が担当している状況でございますので、なかなか各学校を訪問するのは難しいところでございます。</p> <p>この事業 자체が県の事業としてお願いしているところでございますので、県の方にも指導員の増員を要求するとともに、事前にいただいたご提案にあるような、医療機関などの対応につきましても、県と相談しながら、なるべく丁寧に指導していくような体制を整えられればと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:学校教育課:TEL 21-2477】</p>
11	発生	<p>【市道1023号線の道路拡幅について】</p> <p>市道1023号線の発生から旧県道までの市道について、惣社東区谷中良光宅前が拡幅されました。残り旧県道までの区間が未整備であり、通勤中の通行に難儀しています。残り区間の道路拡幅を要望いたします。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2786】</p> <p>市道1023号線の道路拡幅につきましては、平成21年度に要望書が提出されましたが、道路整備基本計画に基づき、優先順位を付けて要望路線の整備を行っているため、部分的な対策として、令和元年度に谷中良光宅の前を4mに拡幅した経緯がございます。</p> <p>残り区間の事業着手につきましては、時間を要することから、部分的な拡幅での対応について、地域の皆様と相談させていただければと思います。</p>	<p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2786】</p> <p>国府地区連合会長と現地立会を実施し、残り区間の事業着手には時間を要することから、まずは待避所を設置することとし、今後、設置に向けて準備を行ってまいります。</p>
12	惣社西小路	<p>【通学路の安全について、その後どうなっているのか教えてください】</p> <p>昨年提出させていただいた道路のことです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県道小山都賀線のファミリーマートから住宅街までの道路の拡張及び歩道の設置をお願いします。 2. また、この道路は速度規制のない道路となっており30~40Km位の速度規制についてもあわせてお願ひします。 3. 市道1026号線から東陽中学校に向かう道路の舗装をお願いします。 	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2401】 【交通防犯課:TEL 21-2151】 【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>1. 県に確認しましたところ、「当該区間は地元からの要望を受けて道路の整備を進めて参りましたが、地権者の同意を得られず未整備となっているところです。引き続き、関係者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、道路拡幅事業等について検討していきたいと思います。」との回答がありました。</p> <p>市といたしましても、地元の皆様の意向を確認しながら、県と連携してまいります。</p> <p>2. 速度規制をはじめとする交通規制については、県公安委員会が権限を有していることから、今回の交通規制の要望につきましては、市より栃木警察署あて再度連絡させていただきましたところ、『現在警察庁において、今後中央線が無い住宅街の道路は30キロ道路となることが予定されており、当該道路がその政策に含まれる可能性がある』との説明がありました。</p> <p>注意喚起看板につきましては、交通安全協会国府支部役員の皆様のご協力をいただき設置をいたしました。大変ありがとうございました。</p> <p>3. 昨年ご要望いただきました道路につきましては、定期的に現地を確認し部分的な補修は実施しております。引き続き現状を確認しながら、路面の凸凹や穴などの欠損箇所の部分的な補修は実施してまいりますので、大変申し訳ございませんがご理解願います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2401】 【担当課:交通防犯課:TEL 21-2151】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2771】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
12	参加者 (惣社西小路)	<p>【当日再質問】</p> <p>去年も要望していました、県道なのはわかっているのですが、地権者の同意を得られていないということで、どのぐらいの同意が得られていないのか。私の聞いている話だと、反対している人はいないと聞いています。</p> <p>実際に県の方で回ってきていたりと聞くと、一度着たきりで、その後は来ていないという話ですが、県の方では、今も地権者の方と交渉していただいているのかというのを知りたい。</p> <p>また、ここは市の方でも危険区域だと考えてくれているようですが、県道だというのはわかるのですが、危険区域だと思っているところで、市としては何か対応を考えているのでしょうか。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>ファミリーマート北側の県道について、ご要望を頂いている件は重々承知しております、反対者がそんなにいないのではないかということですが、大変申し訳ありませんが、市の方では、県がどのように進めているかというところまでは把握をしておりません。</p> <p>ただいまお話をいただきました、反対者がそれほどいないのではないかということを、しっかり県に伝えてまいりたいと思います。</p> <p>また、通学路として危険な箇所ということで、これは市の方でも、重々承知しております、どういった対応ができるか、検討してまいりたいと考えております。</p>	<p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2401】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>令和7年1月15日、栃木土木事務所と自治会長宅に伺い、事業が休止となっている経緯及び現状を説明しました。</p> <p>また、今後においては、栃木土木事務所及び自治会長等と情報の共有を行い、事業再開に向けて調整を図ってまいります。</p>
13	発生	<p>【県道都賀小山線の整備について】</p> <p>県道都賀小山線、いちご研究所の南西十字路から野州大塚駅までの道路が狭く、車の交差もぎりぎりの為、危険な箇所になっています。拡幅工事とともに歩道の設置を要望します。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2401】</p> <p>県に確認しましたところ、「当該区間については、沿道に家屋等が並んでおり、道路の拡幅にあたっては、所有者の方々のご理解とご協力が必要となります。</p> <p>所有者を含めた地域の皆様のご理解とご協力がいただけるようでしたら、事業化に向けた検討を進めたい」との回答がありました。</p> <p>市といたしましても、本路線については一部通学路として利用されていることから、地元の皆様の意向を確認しながら、県と連携してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2401】</p>
14	発生	<p>【市道1025号線の歩道整備について】</p> <p>柳原町の保橋の歩道橋から栃木市街に向かうと歩道が数十メートルで切れてしまします。惣社バイパスが出来て一時交通量が減りましたが、最近は少し戻ってきていたりする状況です。安心して道路を歩けるように、歩道設置を要望します。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2401】</p> <p>歩道の設置につきましては、道路整備基本計画に基づき、まずは、子供の安全確保のため、学校周辺の歩道のない危険な通学路を優先的に行っております。</p> <p>なお、歩道整備を含む道路拡幅につきましては、地元の協力が必要となりますので、地元内で調整していただき、要望書を提出していただければと思いますので、よろしくお願いします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2401】</p>
	参加者 (発生)	<p>【当日再質問】</p> <p>地元の協力が必要となりますのでという文章が、両方とも入っているのですが、要望書を作れば動いてもらえるということですか。</p> <p>その際、土地の方は無償提供ですか。それとも有償で、市の方で負担してもらえるのか。その辺ちょっとお聞かせ願えますか。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>地元のご協力ということで要望書を提出いただきたいと書かせていただいているのですが、先ほどの回答と同様、多くのご要望をいただいておりますので、要望書を提出いただきましてから着手までには、やはりそれなりの時間を頂戴することになろうかと思います。</p> <p>また、ご提供いただく土地につきましては、拡幅の場合には、基本は用地買収という形になりますので、有償ということになろうかと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2401】</p>
15	寄居	<p>【県道小山都賀線の道路拡幅について】</p> <p>県道小山都賀線の道路拡幅ですが、国府南小から小山方面、小山方面から国府南小方面に整備されていますが、寄居町内のみ未整備状態から数年が経過しています。</p> <p>朝夕の通勤時間帯の交通量が多く、通学路にもなっており、非常に危険な状況で、事故にならないか心配な状況です。早期の整備・対策を希望いたします。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2401】</p> <p>県に確認しましたところ、「当該区間については、沿道に家屋等が並んでおり、道路の拡幅にあたっては、所有者の方々のご理解とご協力が必要となります。</p> <p>所有者を含めた地域の皆様のご理解とご協力がいただけるようでしたら、事業化に向けた検討を進めたい」との回答がありました。</p> <p>市といたしましても、地元の皆様の意向を確認しながら、県と連携してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2401】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
16	参加者 (大塚宿)	<p>【サッカースタジアムの公園使用料、固定資産税の請求について】</p> <p>岩舟のサッカー場の問題についてお聞きします。市は裁判所からレッドカードを切られましたよね。にもかかわらず、反省するかと思ったら、栃木シティの公園利用料金が一年で360万円。これは月で割ると約30万円。日で割ると1万円。一般の人の料金は一番低いところで48万円で4時間の制限です。1時間で12万円も払わなければならぬ。高校生以下は高校生が24万円で、4時間ですから1時間6万円ですよ。この金額の差はどういうわけか。あまりにもおかしいのではないか。こういうことを決めた経緯についても、我々納税者にはっきりと教えてもらいたい。</p> <p>そして、税金は日本理化工業に請求したのですか。督促をしたけど払わない、そういう時は財産を差し押さえますよね。督促が来てそれでも払わなければ財産差し押さえになる。我々一般の納税者にはそこまでされるのに、どうして日本理化はこのまま通ってしまうのか。</p>	<p>【副市長】</p> <p>本市は、岩舟の総合運動公園に民間企業が整備し管理するサッカースタジアムの建設を許可いたしました。そのときの市の条件といいますか、市の支援策として、固定資産税、それから土地の使用料については減免するということを会社側と約束をいたしました。</p> <p>根拠は市税条例であり、公園の使用料条例の中に、特に市が認め、公益性がある場合には減免することができるということを根拠に減免をいたしましたが、ご質問にもありましたように、そこまでの公益性はないし、裁判で判決されまして、私どもはその高裁の判決を受け入れることいたしました。減免することはできないということが法的にも明らかになつたものでございます。その点は、私どもの判断が間違っていたということで改めてお詫びいたします。</p> <p>その後の対応ですが、現時点におきまして、固定資産税につきましては、納付に同意をいただいており、納付の手続きを進めておりますが、税金の納付状況については、これはどなたでもそうですが、市からお知らせすることはできません。当然、合意をしていただいておりますので、手続きについて進めているところであります。</p> <p>次に、3年間の公園使用料約5400万円については、さかのぼって負担していただくということで、会社側からは合意をいただいておりますが、現在支払いについての協議を行っておりますので、内容が固まりましたら、まずは市議会、それから何らかの形で皆様方にもお知らせするということで進めてまいりたいと思っております。</p> <p>それから、使用料のお話ですが、3月議会で議決をいただきまして、公園の使用料については見直しをさせていただきました。</p> <p>市としましては、公園の使用料は計算をしてきましたが、支払いについては減免するということで考えておりましたので、その金額等の具体的な精査をあまりしておりませんでした。実際に払っていただく段階になり、今後請求していく金額について検討した結果、栃木市内全体の公園の使用料というものを、土地の評価額に基づいて決めるべきだということで、議会の了解を得て、見直したところでございます。</p> <p>結果、公園の使用料が上がったところもありますし、特にこのスタジアムの場所については、先ほどご質問の通り、かなり金額は下がったということは事実でございますが、土地の評価額に基づいて、改めて評価をし直したということでございます。</p> <p>次に、スタジアムの使用料金が高いのではないかということですが、一般の方が使う際の料金が高いのではないかということは、市としましても、まさにその通りだと思っておりまして、もう少し一般の方がお使いできるような金額にならないか、交渉してまいりたいと思います。</p> <p>なお、サッカーチームのホームスタジアムとして活用するというのがメインでありますが、その他にも、岩舟の体育祭や、グランドゴルフの大会等で使ったりするなど、市の行事、地元の行事で使う際には、今後も変わらず、無料で使用できると確認しておりますので、市としましては、今後も有効な活用を進めていきたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:税務課:TEL 21-2271】</p> <p>【担当課:公園緑地課:TEL 21-2413】</p> <p>過年度分公園使用料につきましては、令和6年11月11日に全額納付されました。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
17	参加者 (大塚宿)	<p>【都賀幼稚園の傷害問題について、市の対応を明瞭に説明いただきたい】</p> <p>都賀幼稚園の傷害問題。市では、事件があった日時までははっきりしていない。被害者の殴られた場所が全然違うと、行き違っている。そして、3年も前からいろんなことがあったと要望したが、その後市長は、今まで十分やってきたつもりだけど足りなかった。これからも事実確認をお願いしたいと思う、と。</p> <p>言葉尻をとつて申し訳ないが、したいと思うというのは、やるんですかやらないんですか。はっきり言ってください。子どものためにも、曖昧な言葉は使わないでください。市のはっきりした態度を、我々納税者とかわいいこどもたちに、わかるように、明瞭に説明していただきたい。</p>	<p>【こども未来部長】</p> <p>この度は色々とご心配をおかけして申し訳ありません。</p> <p>まず、3年前からということでお話がありましたが、基本的に通報があつた場合、通報者の意向を踏まえながら、可能な範囲で園の方には確認を取っているところであります。可能な範囲というのは、どうしても施設の中での出来事になりますので、特定のお話をすると、誰が通報したのかがわかつてしまう可能性があるということで、事実の確認ということの難しさが、まずございます。</p> <p>今回、2月中旬頃に不適切な行為があつたと、市の方に通報等があり、把握したのが3月上旬ということでありました。お子様を蹴ったという事実は、明らかに問題がある行動であるということで、市は現在、再発防止の観点から、指導監査に取り組んでいるところでございます。</p> <p>ご発言をいただきました、事実確認に関しましては、今後の監査の中で、できる範囲で特定してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。</p> <p>【市長】</p> <p>ご質問のありました都賀幼稚園の件につきましては、2月に起きた事案が3月に通報があつたということであります、まずは事実の確認をしっかりとさせていただきます。</p>	<p>【担当課: 保育課: TEL21-2231】</p> <p>令和6年8月、9月に事実確認のため、園児、保護者、園職員から聞き取り調査を実施し、事件発生日は2月5日と確認いたしました。</p>